

改正概要

今治市土木工事共通仕様書の主な改正概要

平成27年12月18日付け愛媛県告示第1460号で、愛媛県土木工事共通仕様書が一部改正されたことに伴い（愛媛県土木工事共通仕様書の一部を、今治市土木工事共通仕様書が適用しているため）、今治市土木工事共通仕様書の一部を、次のとおり改正します。

なお、適用は、**平成28年7月1日以降入札公告又は指名通知する工事から適用**とします。

今治市土木工事共通仕様書の主な改正概要

1. 改正箇所

1) 法令違反等があった場合の処置を追加

各種パトロールの結果、法令等に違反している事実が認められた場合は改善措置を講じるとともに監督員へ連絡することを追加

上記により、労働基準監督署からの是正勧告、指導票が交付された場合はその写しを提出することを追加

2) 工事施工中の事故が発生した場合の報告内容を明確化

公衆災害も報告の対象とすることを追加

労働災害に関して労働基準監督署から是正勧告・指導票等が交付された時、又それに対する是正報告が受理された場合はその写しを提出することを追加

3) 法令違反があった場合の報告義務を追加

諸法令に違反した場合はその内容を報告することを追加

2. その他

工事事故報告書（参考様式）も併せて改正する

※共通仕様書には含まれない。